

第 号

令和 年 月 日

(所在地)

(氏名  
名称)

殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

**租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価  
に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書**

貴社（殿）から令和 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に  
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、  
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法  
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を  
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書  
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審  
査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服  
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下  
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき  
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま  
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません  
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す  
ることができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に  
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等  
の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の  
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る 源泉徴収税額を還付できないことの通知書

## 1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

## 2 記載要領

項目	記載要領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社( )」を抹消する。
本文の「令和 年月日付」 の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処分の理由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。